ら13条幸福追求権へ。ADLの保障からQOL(質の向上)保障へ。抱える課題(6つ)と育成会のあり方(5つ)。ソーシャルワーカーを地域ごとに作る、等です。

時間は限られているが、ヒト、モノ、カネ、イシ (本人の意志)、シクミの充実に具体的に動かねばな らないのではないかと思いました。

支部紹介

つばさ会支部について

支部長 大西 美代子

つばさ会は平成6年4月に港第二育成園から就労 した保護者6名で結成し、17年経過しました。その 後、ワークスいけじまや平成9年2月に開所した地 域生活支援センターの就労本人や保護者も加入して います。支部連絡会へは役員が交替で出席し、毎月 の定例会で情報を伝達しています。支援センターや ぽるとから地域生活の状況も聞け、父親の参加も多 く、保護者として姉の参加もあり、母親とは違う視 野からも本人のことを話し合える支部です。定例会 と共に総会や親子懇親会を開催し、生活や就労、余 暇や自立に関しての悩み、夢、希望、また本人と共 に人生を送る伴奏者としての話など様々な課題で心 が通じ合えたり、多方面から我が子を振り返る事も 出来、お互いに意見交換しているのが特徴です。就 労できても長く働き続けることは難しく、離職して 他施設の支部へ移籍した会員も30名ほどになり、現 在の会員は準会員も含め49名です。近年、港第二育 成園から就労した人の入会が少なくなり、支援セン ターも施設からの利用者が多くなって、入会する会 員が減っているのは残念ですが、同じ立場で共感で きる仲間が増えるのを望んでいます。

一般社会で本人が心豊かな生活ができるように、 親、職員スタッフの支援者や、関係支援機関の連携 は大事ですが、制度の支援は不可欠で、現在、検討 されている障害者施策が強い味方になることを願っ てやみません。

お知らせ

『障害年金加算改善法』の施行により、<u>障害年金</u> 1級・2級を受けられている方で、障害年金を受け始 めた後に、ご結婚やご出産などの理由により生計維 持関係のある配偶者やお子様がいらっしゃる場合に も、年金の加算金が支給される制度が始まります。

障害年金を受け始めた後にご結婚されたりお子様が産まれた方などは、受け取る年金が増える場合がありますので、十分にご確認いただき手続きを行ってください。

これからご結婚されたりお子様が産まれた場合などには、その時から手続きができます。

受付: 平成23年4月1日~

お近くの年金事務所・街角の年金相談センター、または「ねんきんダイヤル」

0570 - 05 - 1165

IP電話・PHSからは03-6700-1165

≪4月部会等日程案内≫

部会名	日時	会議室
地域活動·就労支援事 業所部会	4月12日(火)13:00	305
地域生活支援部会	4月21日(木)10:00	305
支部連絡会 ・ミニ研修	4月21日(木)13:00	303,304
役員·施設長合同会議	4月6日(水)10:00	302

≪義援金の受付について≫

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震・津波についての義援金の受付をします。お預かりしました義援金は全額、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会を通じて被災地の復興に役立てられます。

- 直接、事務局にお持込の場合
- (1) 受付期間:平成23年3月15日(火曜日)から
- (2) 受付時間:午前9時から午後5時まで
- (3) その他:募金箱を設置します。なお、必要な方には預り証を発行します。
- ●郵便振替による受付
- (1) 受付期間: 平成23年3月15日(火曜日)から
- (2) 受付口座

郵便振替口座: 00910 - 3 - 13292

加入者名:社会福祉法人大阪市知的障害者育成会 ※通信欄には、必ず「義援金」とご記入くだ さい。

※振込手数料がかかる場合は、大変申し訳ご ざいませんがご負担下さいますようお願い 致します。